

平成26年11月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 森本達也

平成25年(ワ)第213号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成26年9月25日

判 決

山口県

原 告

同訴訟代理人弁護士 田 邊 一 隆

京都市

被 告 アイフル株式会社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人支配人

主 文

- 1 被告は、原告に対し、374万9570円及びうち281万8785円に対する平成25年11月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、貸金業者である被告との間の継続的金銭消費貸借取引を引き直し計算すると、過払金が発生しているとして、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金374万9570円及びうち過払金元本281万8785円に対する最終取引日の後である平成25年11月8日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を求めたという事案である。

1 争いのない事実（当事者が争うことを明らかにしない事実を含む。）

- (1) 原告は、昭和63年4月25日から平成19年11月1日までの間、貸金業者である被告との間で、金銭消費貸借基本契約に基づき、別紙計算書1のうち昭和63年4月25日以降の年月日欄、貸付金欄及び支払金欄記載のとおり、利息制限法所定の制限利率（以下「制限利率」という。）を超える利息の約定で金銭の借入と弁済を繰り返した。
- (2) 原告と被告は、平成19年12月18日、周南簡易裁判所平成19年（特ノ）第464号特定調停事件において、被告が原告に対して昭和63年4月25日付け金銭消費貸借基本契約に基づく原告の債務が存在しないことを認める旨の調停に代わる決定（以下「本件決定」という。）を同裁判所から受けた。

2 争点1（本件決定の効力）

(1) 被告の主張

本件決定は、原告が過払金について認識した上でのものであり、調停委員ら専門家が、取引についてのすべての事情を考慮し、みなし弁済の成否を検討し、当事者間でみなし弁済の成否に争いがあれば、紛争解決にも一定の時間がかかることになり、敗訴リスクも有することを総合的に判断し、発令されたものであり、何ら違法性はない。また、原告は、自ら特定調停を申し立て、調停委員から過払金について確認されたにもかかわらず、自らの意思でこれを請求せず、本件決定に異議を申し立てておらず、本件決定は当然に有効であり、裁判上の和解（確定判決）と同一の効力を有することとなると考えられるから、原告と被告間に何らの債権債務がないことは明らかである。

(2) 原告の主張

本件決定は、被告が原告に対して原告と被告間の金銭消費貸借基本契約に基づく原告の債務が存在しないことを認めるものにすぎず、本件決定の既判力は、原告の被告に対する借入金債務の不存在についてのみ及び、原告の被

告に対する過払金に係る不当利得返還請求権に及ぶものではない。

3 争点2（推計計算の成否）

(1) 原告の主張

昭和63年4月25日以降の約定利率や取引日等から推計すると、原告は、初回の金銭消費貸借基本契約締結日である昭和62年10月24日から昭和63年4月25日までの間、同契約に基づき、被告との間で、別紙計算書2記載のとおり、金銭消費貸借取引を継続していた高度の蓋然性がある。

(2) 被告の主張

原告は、昭和62年10月24日から昭和63年3月28日までの間の金銭消費貸借取引を個別具体的に立証していない。

4 争点3（過払金充当合意の成否）

(1) 原告の主張

原告と被告間の金銭消費貸借基本契約は、被告の設定した利用限度額の範囲内で繰り返し貸付を受けることができ、これに対する弁済は、初回貸付の場合は借入日から32日以内、それ以外の場合は前回入金日の翌日から起算して31日以内に前回借入後残元金に応じて一定額の元金及び経過利息を支払うというものであり、同契約に基づく債務の弁済は、各貸付毎に個別的な対応関係をもって行われることが予定されているものではなく、同契約に基づく借入金の全体に対して行われるものであるから、同契約は、過払金充当合意を含んでいると解される。そして、その場合、特段の事情がない限り、まず法定利息を新たな借入金債務に充当し、次いで過払金を新たな借入金債務の残金に充当すべきである。

(2) 被告の主張

原告と被告間の金銭消費貸借基本契約は過払金充当合意を含むか否か明らかでなく、過払金に係る法定利息は新たな貸付金に充当されないから、過払金発生後の平成5年4月27日の新たな貸付金は過払利息に充当されない。

5 争点4（引き直し計算の適用利率）

(1) 原告の主張

一旦変更された引き直し計算の適用利率は戻らない。

(2) 被告の主張

一旦貸付金元本がなくなった後の新たな貸付の場合、引き直し計算の適用利率は変更され得る。

6 争点5（期限の利益喪失の成否）

(1) 被告の主張

原告と被告間の金銭消費貸借基本契約には、初回貸付の場合は借入日から36日以内、それ以外の場合は前回入金日の翌日から起算して35日以内に分割金を支払う旨定められ、約定弁済期日に利息又は元本の支払を怠ったときは、被告から何ら通知催告がなくても、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を支払う旨の特約があるところ、原告は、昭和63年9月1日、約定の2万2000円を弁済したが、同年10月6日、分割金の支払を怠り、期限の利益を喪失したから、同日以降の取引はすべて遅延損害金利率で計算されるべきである。

(2) 原告の主張

昭和63年10月6日以前に締結された原告と被告間の金銭消費貸借基本契約に期限の利益喪失特約が存在したことは立証されていない。

7 争点6（悪意の受益者該当性）

(1) 原告の主張

被告は、貸金業者であるから、制限利率を超える約定利息の超過部分が無効であり、これが貸付金元本に充当され、貸付金元本完済後の弁済が法律上の原因のない利得になることを知りながら取引しており、過払金の発生について悪意の受益者に該当する。貸金業者である被告は、貸金業法（旧貸金業の規制等に関する法律。以下単に「法」という。）43条1項の適用がある

との認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がない限り悪意の受益者と推定される
ところ、被告は、取引の都度、原告に対し、法17条1項及び18条1項所
定の書面を交付していた事実やこれらの書面を交付する一般的な業務態勢
を立証していない。

(2) 被告の主張

① 基本契約書及び個別貸付書面について

被告は、法17条1項及び貸金業法施行規則（旧貸金業の規制等に関する法律施行規則。以下単に「規則」という。）13条1項所定の記載事項のうち、貸付の金額について、基本契約書に極度額又は限度額を、取引の都度交付の個別貸付書面に貸付金額を記載していた。そして、被告は、返済期間及び返済回数、各回の返済期日及び返済金額について、平成14年8月末日の書式改訂以前、基本契約書に返済方法、支払期日を、取引の都度交付の個別貸付書面に次回返済期日、次回返済元金及び利息、利用残高を記載していたにすぎなかったものの、最高裁判所平成17年12月15日判決以前、以上の記載により法17条1項所定の記載要件を満たすとした下級審判決も多数存在し、旧大蔵省銀行局長通達の趣旨と併せて、元金定額返済方式のリボルビング契約について、基本契約書と個別貸付書面との記載により法17条1項所定の記載要件を満たしていると解釈していたことに十分理由があった。そして、被告は、元金定額返済方式のリボルビング契約を採用していたところ、元金定額返済方式のリボルビング契約は、借主が個別貸付書面に記載された利用残高を利用し、今後追加借入をしないで最低弁済額を毎月の支払期日に弁済した場合、いつ残元利金が完済となるか把握することができ、完済までの期間の長さ等により自己の負担している債務の重さを認識し、漫然と借入を繰り返すことを避けることができるから、確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載があった。

また、被告は、平成14年8月末日の書式改訂以降、最終返済期限、残返済回数、各回返済期日、各回元金支払予定額を個別貸付書面に追記しており、基本契約書と個別貸付書面との補完関係が明確である以上、これらの書面の記載から借主が自己の債務を明確に認識し、返済計画の参考とすることが可能であり、借主の保護に欠けるところはないから、これらの書面の記載により確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載があった。したがって、被告は、法17条1項所定の記載要件を満たしていると認識していた。

② 受取書面について

被告は、受取書面について、法定記載要件に欠けるところはないが、法18条1項及び規則15条1項所定の記載事項のうち、平成18年4月11日改正前の規則15条2項に基づき、契約年月日、貸付の金額、債務者の商号・名称又は氏名の記載を省略していたものの、最高裁判所平成18年1月13日判決（以下「平成18年判決」という。）以前、上記規則15条2項を有効とする下級審判決が多数存在し、また、同年4月末日、法18条1項所定の記載事項について書式を改訂したものであるから、被告は、同項所定の記載要件を満たしていると認識していた。

③ 書面交付の態勢について

被告は、法令の改正及び最高裁判所判決の変遷の都度、誠実に対応し、顧客に交付する書面の書式を改訂し、顧客に対し、店頭窓口及びATMにおいて、法17条1項及び18条1項所定の記載要件を満たす書面を交付する態勢を整えていた。

④ 任意性について

被告は、平成18年判決以前、原告が制限超過部分を利息として任意に支払っていたと認識していた。被告のATMにおける利用フローは、入金に先立って、投入する金額が元本・利息・損害金のいずれに充当されるか

を事前に知ることができ、その内訳を記載した明細書が即時に発行されるから、原告は制限超過部分を利息として任意に支払っていた。被告は、平成18年判決の前後を問わず、弁済が期限に遅滞した場合や約定弁済額に不足した場合であっても、直ちに一括弁済を請求しておらず、顧客毎の事情に応じて誠実に対応しており、制限超過利息を事実上強制するような状態は発生していない。被告は、平成18年判決後速やかに、平成18年6月25日、新規契約について、同月26日以降、既存分の切替契約について、それぞれ期限の利益喪失特約に制限利率を超えない範囲内の利息の支払を遅滞したときに限る旨付記し、すべての顧客に対し、取引の都度交付の法17条1項及び18条1項所定の書面にもその旨付記し、交付した。被告は、平成18年判決以降、顧客が平成18年判決を認識した上であえて制限超過利息を支払う可能性もあり、顧客の認識は別として、顧客が期限の利益喪失特約の存在により事実上強制されて制限超過利息を支払ったものではないと認識していた。したがって、被告は、原告が任意に制限超過利息を支払っていたと認識していた。

⑤ 以上のとおり、被告は悪意の受益者に該当しない。したがって、過払利息は発生せず、また、過払金から特別の出費である法人税等を控除した訴訟提起時の現存利益に限り返還義務を負う。

⑥ 仮に被告が悪意の受益者に該当するとしても、利息を付すべき始期は訴状送達の日翌日である。

第3 争点に対する判断

1 争点1について

(1) 上記争いのない事実に加えて、証拠（甲2、3、乙1の1、1の2）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、原告と被告間の昭和63年4月25日付け金銭消費貸借基本契約により原告が同日から平成19年11月1日までに被告から繰り返し借り受けた合計237万3000円について、残債務額を確

定した上、債務弁済協定を求める旨の特定調停を周南簡易裁判所に申し立て（同裁判所平成19年（特ノ）第464号特定調停事件）、同裁判所は、平成19年12月18日、以下の内容の主文で調停に代わる決定（本件決定）をし、原告と被告は本件決定に異議を申し立てず、本件決定が確定判決と同一の効力を有することになったことが認められる。

① 被告は、原告に対し、上記契約に基づく原告の債務が存在しないことを認める。

② 調停費用は各自の負担とする。

(2) ところで、上記(1)認定の事実には原告と被告間の金銭消費貸借基本契約に基づく原告の債務が存在しないことを確認する条項はあるものの、原告の被告に対する過払金に係る不当利得返還請求権を放棄する条項や原告と被告間に債権債務がないことを確認する条項はないから、本件決定は、そもそも原告の被告に対する同契約に基づく債務が存在しないことを確認するものにすぎず、原告の被告に対する過払金に係る不当利得返還請求権については何ら定めていないものと解するのが相当である。

(3) したがって、原告の特定調停時の過払金や過払金に係る不当利得返還請求権に関する認識や特定調停事件における審理経過如何にかかわらず、原告の被告に対する過払金に係る不当利得返還請求権の放棄又は不存在を認めることはできず、原告の被告に対する過払金に係る不当利得返還請求権の行使は本件決定の影響を受けないというべきである。

2 争点2について

(1) 原告が、昭和63年4月25日から平成19年11月1日までの間、被告との間で、金銭消費貸借基本契約に基づき、別紙計算書1のうち昭和63年4月25日以降の年月日欄、貸付金欄及び支払金欄記載のとおり、制限利率を超える利息の約定で金銭の借入と弁済を繰り返したことは当事者間に争いがない。そして、証拠（甲1）及び弁論の全趣旨によれば、原告と被告は、

昭和62年10月24日、初めて金銭消費貸借基本契約を締結したことが認められる。

(2) ところで、昭和63年4月25日までの約定利息が1924円であること、同日から同年5月10日までの約定利息が825円であることから約定利率が年49.92%であること、同年4月25日の前回取引日が同年3月28日であること、毎回の元金支払額が1万円であることが推認され、また、原告と被告間の金銭消費貸借基本契約書兼告知書(乙3の1)及び被告使用の金銭消費貸借基本契約書(乙4の3)の支払期日の記載からおおむね毎月25日の約定返済日が推認されることに照らすと、昭和62年10月24日から昭和63年4月25日までの間の取引について、別紙計算書2記載の推計計算は、計算の整合性と金額の相当性が認められ、また、当事者間に争いがない昭和63年4月25日及び同年5月10日の取引との連続性も認められるから、合理性があり、採用することができる。そうすると、原告と被告は、昭和62年10月24日から昭和63年4月25日までの間、別紙計算書2記載のとおり、金銭消費貸借取引を継続していた高度の蓋然性があると認められる。

(3) したがって、原告は、昭和62年10月24日から平成19年11月1日までの間、被告との間で、金銭消費貸借基本契約に基づき、別紙計算書1の年月日欄、貸付金欄及び支払金欄記載のとおり、制限利率を超える利息の約定で金銭の借入と弁済を繰り返した(以下「本件取引」という。)と認めるのが相当である。

3 争点3について

(1) 証拠(甲1、乙2の1～4の3)及び弁論の全趣旨によれば、原告と被告間で締結された金銭消費貸借基本契約において、原告は借入限度額(極度額)の範囲内において繰り返し被告から金員を借り入れることができ、借入金の返済の方式は、初回貸付の場合は借入日から、それ以外の場合は前回入金日

の翌日からそれぞれ起算して一定期間以内に支払うこととされ、毎月の返済額は前回借入後の残元金を基準として一定額に定められ、利息は前月の支払日の返済後の残元金の合計に対する当該支払日の翌日から当月の支払日までの期間に応じて計算されることとされていたことが認められる。

(2) そして、上記(1)認定の事実によれば、原告と被告間の金銭消費貸借基本契約に基づく債務の弁済は、各貸付毎に個別的な対応関係をもって行われることが予定されているものではなく、同契約に基づく借入金の全体に対して行われるものと解されるのであり、充当の対象となるのはこのような全体としての借入金債務であると解することができる。

(3) そうすると、原告と被告間の金銭消費貸借基本契約は、同契約に基づく借入金債務に対する弁済金のうち制限超過部分を元本に充当した結果、過払金が発生した場合には、上記過払金を弁済当時存在する他の借入金債務に充当することはもとより、弁済当時他の借入金債務が存在しないときでもその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含んでいるものと解するのが相当である。したがって、まず過払金に係る法定利息を新たな借入金債務に充当し、次いで過払金を新たな借入金債務の残金に充当するのが相当である。

4 争点4について

(1) 継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約に基づいて金銭の借入と弁済が繰り返され、同契約に基づく債務の弁済がその借入金全体に対して行われている場合において、過払金が発生している時点で新たな借入をしたときは、利息制限法1条1項にいう元本の額は、新たな借入金にその過払金を充当した後の額をいうものと解するのが相当である。

(2) しかし、このような継続的な金銭消費貸借取引の過程で、ある借入がされたことにより従前の借入金残元本と新たな借入金との合計額が利息制限法1条1項所定の各区分における上限額を超えることとなったときは、当該取引

に適用される制限利率が変更され、新たな制限を超える利息の約定が無効となるが、ある借入の時点で上記合計額、又は過払金が発生した場合にはその過払金を新たな借入金に充当した後の金額が同項所定の各区分における下限額を下回ったとしても、一旦無効となった利息の約定が有効となることは無いというべきである。

- (3) したがって、本件取引の引き直し計算は、年18%の制限利率を適用するのが相当である。

5 争点5について

- (1) 原告が、被告に対し、昭和63年9月1日、2万2000円を、同年10月12日、2万2000円を支払ったことは当事者間に争いがない。
- (2) そして、「書類送付のご案内」と題する書面（甲1）には、昭和63年10月12日の遅延日数欄に6の記載があり、また、被告が同年11月1日に使用開始した金銭消費貸借基本契約書（乙4の3）には、期限の利益喪失特約の記載がある。
- (3) しかし、契約書綴り（乙4の1）には、昭和63年11月1日使用開始以前の被告の金銭消費貸借基本契約書は証拠として提出されていない上、「書類送付のご案内」と題する書面（甲1）には、同年10月12日の遅延利率欄及び損害金欄に0の記載があり、また、次回入金日である同年11月5日の遅延日数欄、遅延利率欄及び損害金欄にも0の記載があることに照らすと、同年10月12日当時、原告と被告間の金銭消費貸借基本契約には、約定弁済期日に利息又は元本の支払を怠ったときは、被告から何ら通知催告がなくても、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を支払う旨の特約があったことを直ちに認めることはできない。
- (4) したがって、原告が昭和63年10月6日に期限の利益を喪失したことを認めることはできず、同日以降の取引がすべて遅延損害金利率で計算されるべきであるということとはできない。

6 争点6について

- (1) 被告は、本件取引について、みなし弁済を主張しない。そして、被告は、原告と被告間の大蔵省令第16条第3項に基づく書面の写し（乙2の1、2の2）及び金銭消費貸借基本契約書兼告知書（乙3の1、3の2）並びに被告が使用していた契約書綴り（乙4の1～4の3）を証拠として提出するものの、被告の個別貸付書面について、本件取引に係るもののみならず、そのひな型も一切証拠を提出していないから、上記書面の記載内容は明らかになっておらず、被告の基本契約書及び個別貸付書面に確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載があったことを認めることはできない。
- (2) したがって、その余について判断するまでもなく、貸金業者である被告が、本件取引の全期間を通じて、利息の制限超過部分の受領について、法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があったことを認めることはできず、被告は、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定される。
- (3) そうすると、被告は、本件取引について、原告に対し、民法704条に基づき、過払金元本全額に年5分の割合による利息を付して返還する義務を負うと解するのが相当である。
- (4) また、金銭消費貸借の借主が制限利率を超えて利息の支払を継続し、その制限超過部分を貸付金元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は、民法704条に基づき、過払金発生時から同条の利息を支払わなければならない、このことは、金銭消費貸借が、貸主と借主間で継続的に金銭の借入と弁済が繰り返される旨の基本契約に基づくものであり、基本契約において、過払金が発生した当時、他の借入金債務が存在しなければ過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むものであった場合でも異なることはないから、同条の利息は、

個々の過払金発生時から発生すると認めるのが相当である。

7 引き直し計算について

- (1) 以上に基づき、本件取引を制限利率で引き直し計算すると、別紙計算書1記載のとおり、平成25年11月7日時点で過払金元本281万8785円及び過払利息93万0785円が発生していたことが認められる。
- (2) したがって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金374万9570円及びうち過払金元本281万8785円に対する最終取引日の後である平成25年11月8日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を求めることができる。

8 結論

よって、原告の請求は理由があるので認容することとし、訴訟費用について民事訴訟法61条を、仮執行宣言について同法259条1項をそれぞれ適用し、主文のとおり判決する。なお、仮執行免脱宣言及び始期付仮執行宣言は相当でないのでこれらを付さないこととする。

山口地方裁判所周南支部

裁 判 官 河 本 寿 一

これは正本である。

平成26年11月14日

山口地方裁判所周南支部

裁判所書記官 森 本 達 也

